

静岡県訪日教育旅行受入れに係る交流支援制度について

静岡県では、本県に訪問する訪日教育旅行団体の交流受入れにつき下記支援を行っております。

1 装飾品の貸し出し

歓迎交流会等、会場装飾品として下記を貸し出します。

貸与品：例 - 横断幕 1 枚、のぼり旗 2 枚、国旗 1 セット、卓上旗 1 セット

2 学校記念品の提供（ただし県立は県補助金利用のため除外）

歓迎セレモニー等で訪問校と交換する学校記念品として、下記を提供します。

記念品：静岡県の記念品（伝統工芸品等）

3 生徒記念品の提供

訪問生徒が持参する記念品の返礼記念品として、下記を提供します。

記念品：絵葉書、メモ帳等、訪問する生徒、引率の人数分

※上記 1～3 については、基本的に交流日 1 週間前までに宅急便にて送付します。

4 通訳の派遣

交流の受入につき必要となる通訳として、通訳 1 名を派遣します。

5 生徒交流に係る補助支援（ただし県立は県補助金利用のため除外）

生徒同士の交流に係る経費として、下記を補助します。

対 象：（1）生徒交流に係る経費（茶道体験のお菓子代、華道体験の花代等）

（2）生徒交流に係る施設利用料等（美術館、博物館等の入場料等）

（3）その他、地域振興交流協会が必要と認める経費

補助額：生徒人数 50 名以下

補助額上限 2 万円のうち実費

生徒人数 51 名超 100 名未満

補助額上限 4 万円のうち実費

生徒人数 101 名以上

補助額上限 6 万円のうち実費

※補助金の利用には別に定める補助金申請が必要となります。

一般社団法人地域振興交流協会 担当：二本柳、岡村
080-4294-0830 s-nihonyanagi@local-networks.net